

議長定例記者会見 会見録

日時：令和８年９月２９日 １０時３０分～

場所：全員協議会室

１ 冒頭発言

２ 質疑項目

○明倫商店街の火災への対応について

○議員定数の見直しについて

○本会議における傍聴対応について

１ 冒頭発言

（議長）皆さんおはようございます。ただ今から９月の定例記者会見を開催させていただきます。まず始めに、９月１５日にこの会見を開催する予定でしたけども、私の体調不良により本日に延期をさせていただきました。誠に申し訳なく心よりお詫びを申し上げる次第でございます。また、本日お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日は、発表事項はございませんが、冒頭で２点申し上げたいと思います。１点目は、去る８月３１日に、伊勢市の明倫商店街で発生した火災により被害に遭われた皆さまに対して、謹んでお見舞いを申し上げます。地域の暮らしとにぎわいを支える、歴史ある商店街がこのような被害に見舞われたことは誠に残念でなりません。地域の復旧と、住民の皆さまの生活再建が１日も早く進むことを心から願っている次第でございます。また、先週の連休中、関東を中心に襲った台風第２５号によって亡くなられた方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。いまだ行方が分からない方々もいらっしゃいますので、捜索が一刻も早く進むこと、そして、被災地の１日も早い、復旧・復興を願っております。２点目は、９月１４日から始まりました９月定例会月会議について、所感を少し述べさせていただきます。今定例会月会議は１６本の議案が上程されました。一般会計補正予算では、台風第６号による被害の復旧や、物価高騰に係る支援等を実施するための予算が追加提案されました。台風被害や物価高騰への対応は喫緊の課題であり、審議を急ぐ必要があることから、先議することとし、昨日、議決をいたしました。その他全国初となる罰則付きの条例案である「三重県カスタマーハラスメント防止条例案」をはじめ、県民生活や県内の事業者に大きく関わる重要な議案が提出されていますので、本会議や委員会等を通じて、十分かつ真摯な議論が尽くされるよう、副議長とともに、公正中立な議会運営に努めてまいります。また、常任委員会では８月２０日に開催いたしました、みえ高校生県議会での高校生議員からの質問や提案について議論する予定でございます。高校生の生の意見を議会の議論や県の施策に少しでも反映できるよう、活発な議論を期待してお

る次第でございます。私からは以上でございます。

2 質疑項目

○明倫商店街の火災への対応について

（記者）幹事社です。よろしくお願いします。特に幹事社から質問はないのですが、各社さんいかがでしょうか。その他でも何か質問ありますか。

ー第二県政記者クラブも含めてお願いしますー

（記者）冒頭の明倫商店街の件ですけど、県議会として何か動きはあるんですか。義援金を出すとか、あるいは伊勢市・鳥羽市選出の県議会議員の方が、今、多分、がれき処理が一番喫緊の課題だと思うんですけど、その辺についての何か要望とか動きとか。

（議長）一応、議会として対応するということについては考えておりません。各自で、議員の皆さん方個人でお願いをすることになろうかなと思います。

（記者）県当局は伊勢市から元県の部長だった福井副市長とか来られて、打ち合わせされて一応災害救助法の対象にならないんで、内閣府の、そこを何とかもっていけないかと。災害救助法だとがれき処理とかもできるけど、あれが火災で起きてるんで、自然災害じゃないと難しいと。そこをどうするかというのと、あと総務省管轄の特例交付金を利用できないかとかいうことで、県は確か10月2日に国へ要望に行くみたいですけど、その歩調と合わせる動きは今のところ、県議会にはない。

（議長）現時点では、執行部からそのような内容を伺っておりませんので、やっぱり自然災害でないというところがちょっと難しいかなとは思っております。

○議員定数の見直しについて

（記者）その他事項ですけど、来年県議選、春に控えますが、令和5年に前回やられて、この4年間でですね、選挙区の定数とか選挙区の見直しとか、何かそういう委員会も検討会も立ち上がってないんですけど、これについては、不断の見直しが必要だということで、平成26年に45定数を作りながら、実施しないまま先送りして、その次の平成27年にもうすでにその選挙区調査特別委員会作って51定数に揺り戻して、なおかつ、それが51で選挙をやって、やっとこの前令和5年に初めて48人に減らしたやつのでやってるわけですけど。そういう形で不断の見直しって西場県議なんかがおっしゃって、実際そういう見直ししていないじゃないですか。それからいくと、この4年間何もこれについて出さな

いってというのは何か理由があるんですか。

（議長）国勢調査の結果を見てというのが、前回も大きな中心的な考え方でしたので、私どもとしても、その結果を見てということになります。

（記者）ただ実際問題やってみて、その所管、関係する市町からの話も出てますけれども、この令和5年に前回やった県議選で、一番大きかったのは伊勢市と鳥羽市の合区の選挙区っていうのと、それとあと東紀州を北牟婁と南牟婁で分かれたやつを一つにして、東紀州選挙区を作ったっていうのと、あと国調で当時は人口増えたにもかかわらず、定数減を1して、3から2に減らした伊賀市選挙区で、これでやったその3つの選挙区でそれなりに課題も浮き上がってると思うんですけど、そこを本来検討する余地はあったんじゃないですか。

（議長）それ一つの考え方だと思いますが、やっぱり基本的には一人当たりの人口というところが一番前回の考え方の中でも大きい考え方だったと記憶しております。当然、北勢の大都市といいますか、人口の多いところから移動させるという配慮もしながらやってきているわけでございまして、やっぱり国勢調査の最終的な確定を見てということにならざるを得ないというのが、正副議長の基本的な考え方のございます。

（記者）国調論を主体にしてるのと、私みたいに実際その今の48定数で、しかも今の選挙区でやってみて、実態論から見て比較した場合に、やっぱり課題は残るんじゃないかという話をしてるんで、そこは食い違いがあるわけですけど。ただ実際問題ですね、例えば伊勢市と鳥羽市の合区にしても、伊勢市長からこの合区はおかしいという意見書も出てたし、伊賀に関しても、定数3を国調が増えるのになぜ2にするのかというふうに当時の市長からもそういう文書が出てましたし、当時の市長は直接議長に、当時の議長ですけど、会われてそういう話もされましたし、東紀州選挙区に関しても、御浜町議会なんかは一致団結して、この合区というか広い選挙区には反対だってことを意見書を出したじゃないですか。でもそういうものは全く関係なく、県議会はある程度やられたと思うんで、配慮するとは言いながら、今の形で進められたと。だとすれば、それなりに県内市町との調整っていうのは、そこの不満が溜まってるわけだから、それなりに何か話し合うとかあるいはその見直すとかそういう必要があるんじゃないですか。

（議長）私今年議長にならせていただいておりますけども、前任の議長さんのほうから、その申し送りも聞かせていただいておりますので、議員の皆さんもそれなりにご理解いただいております。

(記者) もっとつまびらかに言うと、当時45定数条例ができたときに、少なくともそれを推進しようとしたのは今の津田副議長で、51のほうにくみされたのは藤田議長でいらっしゃる。その新政みえと当時の自民党との間で、45あるいは51に戻すとか、あるいはもっとそれよりも違う形にするとかいうことで論議があつて、津田さんなんかは、四日市の小林市議も巻き込んで、ご一緒にですね、反対の、45を守るというところ、そこを崩すのはおかしいって反対に立たれたんですけれど。津田さんはどう思いますか。今のその議長の発言。

(副議長) 会話の中で、ちょっと事実と違うところがございます。51から48に下げた、その一番の理由というのは、人口減少に伴って、まずマイナス3、48にしようということを決めました。それから、どうやって定数減らしていくかというところなんですけども、ヘアー式だったと思うんですけども、その方式でいくと、南勢のほうを減らさないといけないんですけれども、過疎地を抱えるところについては現行のままでいこうということを決めました。ヘアー式によると、次減らさなきゃならないのは、伊賀市選挙区でございましたので、伊賀市選挙区を3から2に減らしました。まずは、51から48に減らそうということを決めて、過疎地のところについては減らさないということを決めて、じゃあ次減らすところはとなったときに、伊賀が次の選挙区になっていましたので、伊賀市選挙区を3から2に減らしたということです。で、速報値が出て、これから確定値が出てくるわけなんですけども、議論を正副議長のほうで阻むことはございませんので、各会派・議員の中から、特別委員会なり、何らかの検討会を作ろうということであれば、われわれが阻むものではないんですが、実際のところ、検討会なり特別委員会を開いた後、増やす、減らすの判断というのは、今までの経緯を見ると1年以上はかかるので、実際のところ、確定値をもって委員会を開いて、あるいは検討会を開いて、下げる下げないという議論はなかなか難しいんじゃないかなと思っています。ですので、確定値をもって、議員・会派のほうから何らかのアクションを行おうじゃないかということ、われわれが阻むものではないと思います。ただ、実際のところなかなか難しいんじゃないかなと思いますけれども。

(記者) 今、津田さん言われた反論は、51に戻して、そこから48にするときの議論であつて、私が申し上げたのは、45を決めながら、それを実施しないで、崩していったというそこについては津田さんも反対されてたじゃないですか。日曜日に小林さん含めて私と、他の方もいらっしゃいましたけど、これを45をどうやって守るかという、話し合いもしましたよね。それからいったらですよ、今の形で、しかもあの時に、同じ会派の西場さんが、不断の見直しが必要だということで委員会を立ち上げて、そこから45を51に戻したじゃないですか。そのやり方は私は理不尽だと思うんですけど、そこにその当時は津田さんもそうい

う形だったけど、結局その後の県議選で、実際それが大した票にならなくて、45を守る派がそんなに増えなかったということで、津田さんが失望されて、以来、定数51を主張した方々とも、議会を分断してはいけないと。そのところで津田さんが、その人たちとある程度手を携えて今の議会運営に至っているじゃないですか。その経緯が、何となくそういう立場から見たときにね、不断の見直しとかいうのがあるわけだから、さっき確かに国調はそれで理解しましたが、ただ実際問題、実情としては例えば伊賀にしても減らしても、当時の伊賀の県会議員1人を落とすために定数1減にしたっていうふうな話も飛んだじゃないですか。実際伊賀の市長はそういうふうに主張もされました。それからいったらそのところの疑いみたいなものも残ってるわけだから、この今の3つの案件に関して、伊勢市の鳥羽市の合区とか、それについてやっぱり一応協議する必要があるけど、そこはそういう声が会派から出てないから、何も立ち上がってないという、そういう理解ですか。

(副議長) それぞれの個人の方々が思いを述べられるのは自由なんですけども、伊賀を3から2に減らしたっていうのは、非常に客観的なデータに基づいた減らし方をしております。また昔の資料をお持ちして説明をさせていただいてもいいと思いますけども、データに基づいて、ヘアー式か何かは忘れましたが、それに基づいて伊賀の選挙区を減らさせていただきました。それと、民主主義を支えるっていうのは、選挙区ってのは民主主義を支えるものでありますので、過半数をもって、えいやって変えるものではないので、最大公約数をもって選挙区を変えなければならないと思っています。個々の思いはいろいろ当時ありましたけれども、東紀州を合区する、伊勢鳥羽を合区する、伊賀を3から2に減らす、51から48に減らす、その選挙区が最大公約数に達したっていう判断で、51から48に減らしたということでございます。全てが完璧な100%の選挙区はございませんし、議員の将来に直結することなので、いろんな思いがあろうかと思えますけれども、あの当時の判断としては、客観性データに基づいた最善の策だったと思っています。ただ、何回も申し上げましたけれども、確定値をもって、会派や、あるいは議員の中から、何らかの会議体を持とうということに対して、正副議長が阻むものではないということでございます。

(記者) 正副は阻まないけど、正副があえてそれを提示して、皆さんで揉んでくださいねってのは今回ないでしょう。

(副議長) 確定値については、確定値のデータに基づいて、代表者会議か何かで皆さんに見せていただきたいと思います。確定値がもうそろそろ出てきますので、それをもった取り扱いについては、いまだ正副で、どうしようかということは話合っておりません。

(記者) 確定値が出たら、とりあえず各会派というか全員に投げると。その時に、これはちょっと一応協議しなきゃいけないねってなったときは、もう県議選、来年4月ですから、今回は無理にしても、じゃあ次回にこれは申し送りみたいな形となる可能性もあるってことですか。

(副議長) そうですね。そういう意見があって、代表者会議か何になるか分かりませんが、何らかの会議体を設置しようということになった場合は、阻むものではないということです。

(記者) 東紀州の選挙区で言えばですね、これは45から51に戻すときに、公明さんはよく言われたんですけど、もともと今、衆議院議員の中川康洋さん、県議のときに、45定数条例には反対されたんですよ。それはなぜかと言ったら、4年間の猶予を見るってのはおかしいと。即、次の年が県議選でしたので、45定数ができたときの。次の年にすぐやるべきだと。だから公明党は4年間の猶予を持たすのはおかしいって言って反対された。この時に、もともと津市ができたときに、津市以上の選挙区は作らんというように県議会も認めておられたと。今回、東紀州をやられるときに今井県議が言われましたけど、結局津市の選挙区より広い選挙区じゃないかと、東紀州は。だとすれば、この矛盾てのは解決されないまま来てるじゃないですか。そこは津田さんはどう思われますか。

(副議長) その議論があったことは承知してはいますが、この場で私の考えを述べるっていうのは、ちょっと差し控えたいと思います。

(記者) どの場でなら。

(記者) この後であればどれだけでもお話をさせていただきます。

(記者) 個人的には喋るということですか。分かりました。

○本会議における傍聴対応について

(記者) あと24日に、午後は議長が議場で仕切られるんじゃなくて、副議長が仕切られるじゃないですか。24日の一般質問の時に、午後は津田さんが議長席に座られて議会を運営されましたけど、あの時に参政党の難波聖子さんの質問に対して、来られてた取り巻きの方だと思いますけど、拍手したりとか、あるいは声を上げたりとかされてましたが、あの時なぜ傍聴規則と違うことをやられてるのに、津田さんは制するようにとか、あるいは何らかの注意はされなかったんですか。

(副議長) その話は聞いてません。

(記者) 聞いてないんじゃないくて、実際現場にいたじゃないですか。

(副議長) もう一回言っていただけますか。

(記者) 難波聖子さんの、多文化共生を多文化じゃなくて和 문화にしようという話で一般質問されたじゃないですか。その時の難波さんのいろんな、3つぐらい質問あったと思うんですけど、それに5、6人の方が傍聴されてて、拍手したりとか声を上げたりされたんですけど、津田さんはそのままそれを注意されることなくいきましたけど、傍聴規則にも拍手したりとか声を上げたりしてはいけないって書いてるんだから、普通ならある程度注意をされると思うんですけど、それをされなかったのは、比較的女性議員に、女性議員の数を増やしたいとかいろいろあると思うんですけど、そういうことに対してお優しい津田さんだからあえてしなかったとかそんなことはないんですか。

(副議長) 拍手があったってということは本当に記憶がないんですけども、ただ、もし仮に拍手があったということを知ってたとしても、議事進行を妨害するような拍手であれば、これルールはどうなってるんやろか。

(議長) 事務局、どういう表現ですか。進行上問題がある場合はっていうような但し書きはないんですか。

(事務局) 傍聴人の守るべき事項というのが傍聴規則にございまして、基本は静粛にすることなんですけども、その他会議を妨害し、または他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないことといったような取り決めがございます。

(副議長) ですの、自分も感じなかったんですけども、発言を制止したり、発言が聞こえなかったり、議事進行を阻むようなそういった拍手、行動であれば、制止をしたと思いますけども、現に私、そういう拍手があったってことを認知したというか、全く記憶にないです。あったとしても、多少の拍手だったらいいのではないかなと思ってしまってると思います。

(記者) ただこれは記者だから分からないですけど、それとも私の個人的な、ねじ曲がった性格だからかもしれないけど、少なくとも難波さんはルールを守りましょうって言ったんですね、和文化に関して。要は、郷に入らば郷に従えと、外国人の方が日本で暮らす場合、それなりの日本のルールがあると、伝統文化を守るという。だとすればその国のルールを守って皆さん暮らしましょうと、それ

が和 문화だとおっしゃった。だとすれば、ルールを守るって言った方が、その取り巻きとは言いながら、その方達がルールを守れてないのは私は矛盾だなと思ったんで、そこまで津田さんはお考えにならなかったのか、なったのか分からなかったのです。

（副議長）これ先ほど言ったとおりでございますけど、議事進行を阻むようなものであれば制止すべきだと思いますし、第一、応援に来てらっしゃる後援者の皆さま方が拍手が駄目だっていうことは思っていない、思ってたかどうかは別ですけども。

（記者）傍聴規則渡すじゃないですか。裏も読めってなってます。私も初めて傍聴したときは、それちゃんと読んで、ああこうしなきゃいけないなと、この議会は。県議会だけじゃなくてね、他の市町議会も行きますけど。

（副議長）それは拍手をしたらあかんだとか書いてあるんですか。

（記者）もちろん。

（副議長）書いてあるんですか。

（記者）うん。

（副議長）それはじゃあ駄目ですね。

（記者）ということは津田さんが議会の傍聴規則をご存じなかったということじゃないですか。

（副議長）いや、そこまで私知らないです。全てにおいてそこまでは。

（記者）それで済む話じゃないと思いますけど、期数からいったって。とにかく、議事進行の妨げはなかったと考えて、そこのところはあえて注意されなかったということですよ。分かりました。以上です。

（議長）よろしいですか。どうも皆さん、お疲れ様でした。これで定例記者会見終了させていただきます。お疲れ様でございました。

（ 以 上 ） １０時５５分 終了